

市税は納期限までに納めまじょう

【問い合わせ】 収税課 ☎ 22・9612 FAX 22・9618

市税は、市民の皆さんが健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な財源です



納税は国民の義務です。市では、財源の確保と納税の公平性を保つため、滞納の解消に向け、取り組んでいます。市税は納税者の皆さんに納期限内に自主的に納めていただくものです。納税通知書などで納期限をご確認いただき、期限までに納付をお願いします。

■市税を滞納すると

滞納とは、定められた納期限内に納付が無いことをいいます。納期限が過ぎても納付いただいていない場合には、督促状や催告書などにより納付を促しています。

滞納すると、本来の税額のほかに督促手数料や延滞金もあわせて納めていただかなければならなくなり、納税する人にとって不利益となります。

◆滞納者には滞納処分を行います

滞納市税について、法律では「督

促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押さえなければならぬ」と定められています。督促状や催告書にも応じず市税を滞納し続けた場合は、納期限までに納めた人との公平性を保つため、やむを得ず財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。

《滞納処分の対象となる資産》

- 債権
↓ 預貯金・給与・年金など
- 不動産
○動産
↓ 自動車・バイク・絵画など
- 無体財産権
↓ 出資金（信用組合・農業協同組合など）

◆インターネット公売を

実施しています

差し押さえた不動産・動産などの財産をインターネット公売を利用して売却し、売却代金を滞納市税に充

てています。

インターネット公売は「せり売り形式」、不動産を「入札形式」で行っています。

インターネット公売に関するお知らせは、市ホームページや広報いが市、文字放送で行っていますのでご覧ください。



■納付が困難な場合は 早めのご相談を

病気や事業の廃止など、特別な事情により納付が困難な人は、そのまま放置せずに収税課まで早めに相談してください。

また、昼間は忙しくて納税相談に来られない人のために、収税課では夜間窓口を開設しています。毎週木曜日の午後7時30分まで開設していますのでご利用ください。

※納税相談は、土・日曜日、祝日を除く。

■市税の納付は

口座振替が安心・便利

市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税は安心で便利な口座振替をご利用ください。

納期限の日に、指定いただいた金融機関の口座から自動的に振り替えられますので、納付のために金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどへ出向く手間が省けます。

また、一度手続きをすれば翌年度以降も口座振替は継続されます。

【口座振替の申込方法】

預貯金通帳・通帳の届出印を用意し、市内の金融機関・収税課・各支所住民福祉課の窓口にある「伊賀市市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、市指定金融機関の窓口へ直接申し込んでください。

手続きには約1カ月必要ですので、余裕を持って手続きをしてください。

【取扱金融機関】（50音順）

- 次の金融機関の本店・各支店
- 伊賀ふるさと農業協同組合
- 北伊勢上野信用金庫
- 滋賀銀行 ○第二銀行
- 中京銀行 ○東海労働金庫
- 南都銀行 ○百五銀行
- 三重銀行 ○三菱UFJ銀行
- ゆうちょ銀行・郵便局

市税は
コンビニエンスストアでも
納めることができます

市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の市税は、コンビニエンスストアでの納付が可能です。

休日や夜間でも納めることができますので、それぞれの納期限内であれば、曜日や時間を気にすることなく、いつでも納付することができます。



【取扱店舗】（50音順）

- くらしハウス
- コミュニティ・ストア
- サークルK
- サンクス
- スリーエイト
- 生活彩家
- セイコーマート
- セーブオン

- セブン・イレブン
 - タイエー
 - デイリーヤマザキ
 - ニューヤマザキデイリーストア
 - ハセガワストア
 - ハマナスクラブ
 - ファミリーマート
 - ポプラ
 - ミニストップ
 - ヤマザキスペシャルパートナー ショップ
 - ヤマザキデイリーストアー
 - ローソン
 - ローソンストア100
- ※このほか、店頭などに「MMK設置店」の表示のある店舗でも納付することができます。

次の場合は、コンビニエンスストアで納付できません。

- 納付書に書かれている納期限を過ぎている場合
- バーコードが印字されていない、または読み取れない場合
- 金額が30万円を超える場合
- 金額を訂正した場合



多重債務を

かかえてしまったら

税金を滞納
していて、消費者金融などから長期にわたって借入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時にお伝えください。



市民生活課では、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を受け付けています。また、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

①弁護士相談（法律）

月2回 ※予約制

②司法書士相談（登記・相続・借金問題など）
月1回 ※予約制

③消費者相談専用ダイヤル
☎22・9626

※午前9時～午後4時
（土・日曜日、祝日を除く。）

④法テラス三重無料相談

2カ月に1回 ※予約制

【問い合わせ】

①～③市民生活課

☎22・96388 FAX22・9641

④法テラス三重

☎0500・33383・5470